

花見会計事務所だより No.86



梅雨に入りまして、雨という日が多くなってきました。湿度が上がることでジメジメするのが嫌な時季ですが、体調にはくれぐれもご自愛ください。今回も前回に続き、間近に迫っているインボイス制度の軽減措置のおさらいです。

【インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置】

小規模事業者に係る納税額に係る負担軽減措置（2割特例）

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する緩和措置を最長3年間講ずることとなります。

例：売上高800万円の消費税80万円の場合 $80万円 \times 20\% = 16万円$ が納税額となります。

これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税を選択する場合より、事務負担も大幅に軽減されることとなります。

免税事業者がインボイス発行事業者となったことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始の令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとなります。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

インボイス制度の実施にともなう、事務負担を軽減する観点から、基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、令和5年10月1日から令和11年9月30日まで、税込1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能となります。

基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象となります。

少額な返還インボイスの交付義務の見直し

事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（税込1万円未満）については、返還インボイスの交付を不要となります。



児玉より ひと言

今月のお給料より天引きする住民税の金額が変更になります。また退職者がいる場合は随時異動届の提出もお忘れなくお願いします。

花見会計事務所
Tel: 026-248-7500
Fax: 026-248-7507
e-mail: info@hanami-kaikei.jp
URL: http://hanami-kaikei.jp/